

食安輸発0410第1号
平成25年4月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オーストラリア産牛肉（内臓を含む。）の取扱いについて

標記については、平成24年8月9日付け食安輸発0809第2号により、製造者 GBP Pty Ltd (EST224) において処理された牛肉（内臓を含む。）に関して、輸入時の検査強化を実施しているところです。

今般、同通知に基づきモニタリング検査を実施したところ、牛肉から腸管出血性大腸菌026が検出されました。

については、当該施設の衛生管理対策が不十分であることから、当該施設において処理された牛肉（内臓を含む。）については、届出の都度、輸入者に対して腸管出血性大腸菌に係る自主検査を指導願います。

また、「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」（平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年4月5日付け食安輸発0405第1号））の別表2からオーストラリア産牛肉（内臓を含む。）の項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、平成24年8月9日付け食安輸発0809第2号は廃止します。